



健康な暮らしを守る

国民健康保険

加入者の皆さんが、病气やけがをしたとき安心して医療を受けられるように、国民健康保険税（以下、国保税という）を出しあつて、みんなが支え合おうというのが国民健康保険（以下、国保という）です。

国保の主な事業は、国保に加入している皆さんへの医療費の給付です。

松前町の現状を

見てみましょう

図表1を見ると年間の加入被保険者数の増加傾向が見られます。

図表2は過去5年間の医療費の総額を表しており、医療費が年々増えていることが分かります。また、図表3の一人当たりの医療費も全体的に増加しています。

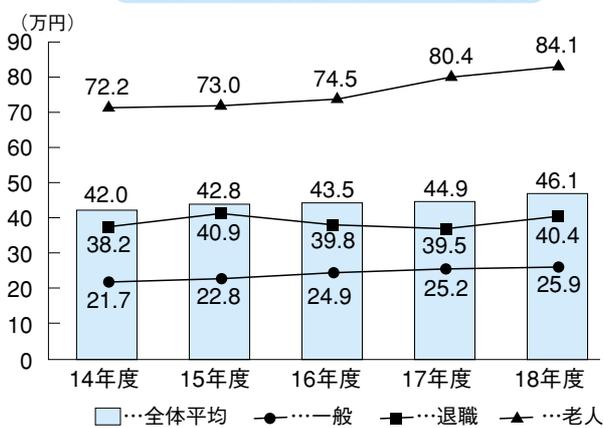
このまま医療費が増え続ければ、国保財政を圧迫し、健全な国保の

図表1 被保険者数の推移

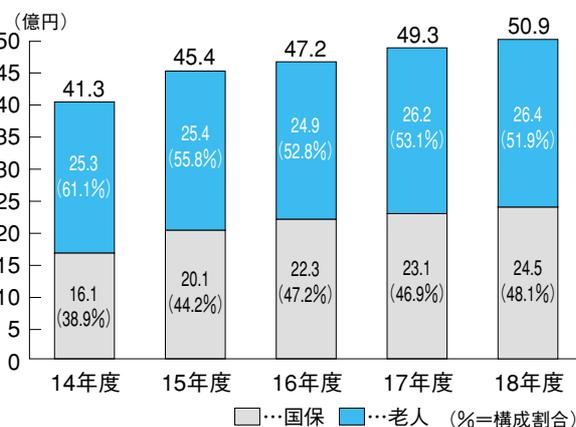


運営ができなくなります。日頃から健康づくりを心がけ、医療費の節約に努めましょう。

図表3 被保険者1人当たり医療費



図表2 医療費総額の推移



図表4 平成19年度国民健康保険税率表

	国民健康保険税	
	医療分	介護分
①所得割額	課税標準額×7.1%	課税標準額×2.1%
	課税標準額とは、前年の総所得金額から33万円を控除した金額です。	
②資産割額	課税標準額×30.0%	課税標準額×13.0%
	課税標準額とは、19年度の土地・家屋の固定資産税額です。	
③均等割額	1人 22,000円	1人 9,100円
④平等割額	1世帯 28,000円	1世帯 5,200円
最高限度額	560,000円	90,000円

平成19年度の国保税（医療分・介護分）の税率は、図表4のとおりです。なお、40歳から64歳までの方は介護保険の第2号被保険者となり、世帯主が医療分と合わせて介護分を納めることになっていきます。

国保の税率はどうなっているのでしょうか